

# 外国貿易等に関する統計基本通達

## 第1章 総則

### 1 関係法令等の略称

この通達における関係法令等の略称は、それぞれ次による。

- (1) 経済統計に関する国際条約、議定書及び附属書並びに1928年12月14日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際条約を改正する議定書及び附属書（昭和27年条約第19号）…………… 条約
- (2) 関税法（昭和29年法律第61号）…………… 関税法
- (3) 関税法施行令（昭和29年政令第150号）…………… 関税法施行令
- (4) 関税定率法（明治43年法律第54号）…………… 定率法
- (5) 関税定率法施行令（昭和29年政令第155号）…………… 定率法施行令
- (6) 関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）…………… 暫定法
- (7) 関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）…………… 暫定法施行令
- (8) 関税法第102条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和62年大蔵省告示第94号）…………… 統計品目表
- (9) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）…………… 復帰特措法
- (10) 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第151号）…………… 復帰特措政令
- (11) 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和47年省令第42号）…………… 復帰特措省令
- (12) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第112号）…………… 臨特法
- (13) 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第149号）…………… 国連軍臨特法
- (14) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第112号）…………… MDA 特例法
- (15) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和29年条約第6号）…………… MDA 協定
- (16) コンテナーに関する通関条約（昭和46年条約第6号）…………… コンテナー条約
- (17) 国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（昭和46年条約第7号）…………… TIR 条約
- (18) 関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）…………… 関税法基本通達

### 2 外国貿易等に関する統計の目的

外国貿易等に関する統計は、条約及び関税法第102条《証明書類の交付及び統計の閲覧等》に基づき作成及び公表し、並びに閲覧に供するものであり、貿易の実態を正確に把握し各国の

外国貿易との比較を容易にすることにより、国及び公共機関の経済政策並びに私企業の経済活動の資料に資することを目的とする。

### 3 外国貿易等に関する統計の種類

(種類)

3-1 外国貿易等に関する統計として、次の3種を作成するものとする。

- (1) 普通貿易統計
- (2) 特殊貿易統計
- (3) 船舶・航空機統計

(普通貿易統計)

3-2 普通貿易統計とは、貨物の輸出（積戻しを含む。以下同じ。）及び輸入（蔵入れ、移入れ、総保入れ及び輸入許可前引取りを含む。以下同じ。）に関する統計をいう。

(特殊貿易統計)

3-3 特殊貿易統計とは、金統計（金貨及び貨幣用金に関する統計）、船用品・機用品統計（積み込まれた船用品及び機用品に関する統計）及び通過貿易統計（本邦を通過する外国貨物に関する統計）をいう。

(船舶・航空機統計)

3-4 船舶・航空機統計とは、船舶及び航空機の入出港に関する統計をいう。

### 4 統計地域

統計地域とは、外国貿易等に関する統計が適用される地域をいう。

我が国の統計地域は、関税法の適用地域と同一である。

### 5 統計期間

統計期間は、原則として暦年及び暦月とする。

ただし、普通貿易統計については、全国分の輸出総額及び輸入総額について、1日から10日まで及び1日から20日までの統計も作成する。

### 6 貨物の品目分類

(統計品目表)

6-1 貨物の品目分類は統計品目表による。

(再輸出品及び再輸入品)

6-2 「再輸出品」とは、本邦から輸出する外国産貨物をいい、「再輸入品」とは、本邦に輸入する内国産貨物をいう。

なお、「内国産貨物」及び「外国産貨物」とは、次のものをいう。

- (1) 内国産貨物

本邦を原産国（原産国の認定基準は関税法施行令第4条の2第4項《原産地の認定基準》による。(2)において同じ。)とする貨物（当該貨物について、外国において単に改装、仕分け、その他の手入、単純な混合若しくは単純な分離又は単純な組立て若しくは単純な分解、解体がなされるものを含む。）

## (2) 外国産貨物

外国を原産国とする貨物（当該貨物について、本邦において単に改装、仕分け、その他の手入、単純な混合若しくは単純な分離又は単純な組立て若しくは単純な分解、解体がなされるものを含む。）

## 7 貨物の国別分類

(統計国名符号表)

7-1 貨物の国（貿易相手国）別分類は、別紙第1の「統計国名符号表」による。

(国別の選定基準)

7-2 国（貿易相手国）の選定基準は、次による。

(1) 輸出については、仕向国（輸出貨物とその取引において最終的に仕向けられる国）とする。

ただし、仕向地が未定の場合（揚地選択船荷証券によつて委託される貨物又は指図式貨物）は、「指図式」とする。

(2) 輸入については、原産国（関税法施行令第4条の2第4項に規定する原産地となる国をいう。）とする。

ただし、原産地が明らかでない貨物及び前記6-2（再輸出品及び再輸入品）に規定する再輸入の貨物については、積出国（貨物を本邦に向けて積み込んだ国）を原産国とみなす。また、本邦の保税工場又は総合保税地域において加工等された後、移出輸入又は総保出輸入される貨物については、原料課税の適用を受けるもので原料の原産国が特定できる場合を除き、「保税工場・総合保税地域」とする。

## 8 貨物の数量

貨物の数量は、統計品目表に定める単位により計上する。

なお、数量単位が重量である場合は、特段の規定がない限り、純重量により計上する。

## 9 貨物の価格

(価格の基準)

9-1 貨物の価格は原則として、輸出についてはFOB価格、輸入についてはCIF価格による。

(価格の統計計上単位)

9-2 価格の統計計上単位は、1,000円とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

## 10 船舶、航空機の国籍

(船舶、航空機の国籍)

10-1 船舶の国籍は、船籍港の属する国をいい、また、航空機の国籍は、登録されている国をいう。

(国籍分類)

10-2 船舶・航空機統計及び船用品・機用品統計における国籍分類は、日本及び別紙第1の「統計国名符号表」による。

11 税関符号

税関符号は、別紙第2の「税関符号表」による。

## 第2章 普通貿易統計

### 21 統計計上貨物

(普通貿易統計計上貨物)

21-1 普通貿易統計は、条約第 I 附属書第 I 編 I(b) (再輸出、再輸入を含む一般貿易の統計表を作成する場合) に基づく一般貿易の方法により作成し、輸出統計及び輸入統計の区分に応じ、それぞれ次に掲げる貨物を計上する。

#### (1) 輸出統計

- イ 輸出される貨物 (積戻しされる貨物を除く。)
- ロ 積戻しされる蔵入承認済の貨物
- ハ 積戻しされる移入承認済貨物
- ニ 積戻しされる総保入承認済貨物
- ホ 積戻しされる保税作業により製造された貨物
- ヘ 保税工場及び総合保税地域以外の保税地域から外国籍船舶又は航空機の改装又は修繕に使用するため積戻しされる資材等の貨物

#### (2) 輸入統計

- イ 直輸入される貨物
- ロ 輸入の許可前に本邦に引き取られる貨物
- ハ 外国から本邦に到着し、保税蔵置場に蔵入れされる貨物
- ニ 外国から本邦に到着し、保税工場に移入れされる貨物
- ホ 外国から本邦に到着し、総合保税地域に総保入れされる貨物
- ヘ 保税工場及び総合保税地域以外の保税地域から、外国籍船舶又は航空機の改装又は修繕に使用するため積戻しされる資材等の貨物 (当該貨物については、統計上輸入とみなす。)

(普通貿易統計計上除外貨物)

21-2 次に掲げる貨物は、前記 21-1 (普通貿易統計計上貨物) の規定にかかわらず、普通貿易統計に計上しない。

- (1) 少額貨物 (輸出申告書及び輸入申告書等における 1 品目の価格 (統計品目表の細分番号に対応する価格をいい、2 欄以上にわたる場合は各欄の価格による。以下、第 2 章において同じ。) が 20 万円以下の貨物)
- (2) 関税法基本通達 67-2-7 (旅具通関扱いをする輸出貨物) 又は 67-4-9 (旅具通関扱いをする輸入貨物) の規定に基づき旅具通関扱いをする貨物及び携帯品又は別送品として輸出又は輸入される自動車
- (3) 無償の救じゅつ品及び寄贈品 (定率法第 14 条《無条件免税》第 3 号及び第 3 号の 2 並びに第 15 条《特定用途免税》第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる輸入貨物及び同種の輸出貨物等)
- (4) 記録文書その他の書類で無償のもの (定率法第 14 条第 4 号に掲げる輸入貨物で無償のもの及び同種の輸出貨物等)

- (5) 国際連合教育科学文化機関が発行するユネスコクーポンとの引換え貨物
- (6) 無償の商品見本（定率法第 17 条《再輸出免税》第 1 項第 7 号に掲げる貨物等）及び無償の宣伝用物品で、使用後積み戻されることが明らかな輸入貨物及び積み戻し又は輸出される当該貨物並びに使用後再輸入されることが明らかな輸出貨物及び輸入される当該貨物
- (7) 一時的に輸出又は輸入する無償の貨物のうち次に掲げるもの
  - イ 外国から輸入した貨物であって、外国において無償で修繕するために輸出され、修繕後再び輸入されるもの
  - ロ 本邦から輸出した貨物であって、本邦において無償で修繕するために輸入され、修繕後再び輸出されるもの
  - ハ 輸出する貨物への簡単な取付け、はり付け、封入等のために輸入される貨物（定率法施行令第 31 条《加工用の免税貨物の指定》第 6 号に掲げる貨物等で無償のもの）及び積み戻し又は輸出される当該貨物
  - ニ シリンダー、コンテナ、糸巻その他貨物の容器（定率法第 14 条第 11 号並びに第 17 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる輸入貨物で無償のもの及び積み戻し又は輸出される当該貨物等）
  - ホ 学術研究用品、試験品及び貨物の性能を試験し、又は貨物の品質を検査するために使用する機器（定率法第 15 条第 1 項第 1 号並びに第 17 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 6 号の 2 に掲げる輸入貨物で無償のもの及び同種の輸出貨物等）
  - ヘ 国際的な運動競技会、国際会議その他これらに類するものにおいて使用される貨物（定率法第 17 条第 1 項第 7 号の 2 に掲げる輸入貨物で無償のもの及び同種の輸出貨物等）
  - ト 入国又は出国する巡回興行者の興行用物品並びに映画製作者の映画撮影用の機器、器具、フィルム、録音用テープ等（定率法第 17 条第 1 項第 8 号に掲げる輸入貨物及び本邦から出国する巡回興行者の同種の輸出貨物等で無償のもの並びにフィルム、録音用テープ等の消耗品で無償のもの）
  - チ 博覧会、展覧会、共進会、品評会その他これらに類するものに出品するための貨物（定率法第 17 条第 1 項第 9 号に掲げる輸入貨物で無償のもの及び同種の輸出貨物等）
  - リ 通関手帳、一時輸入書類又は定率法施行令第 33 条の 3《条約の規定による再輸出免税貨物の指定》に規定する条約により輸出又は輸入する貨物
  - ヌ 本邦から輸出したフィルムであって、外国で撮影後本邦に輸入され、現像後輸出されるもの（編集されないものに限る。）
  - ル 外国から輸入したフィルムであって、本邦で撮影後外国に輸出され、現像後輸入されるもの（編集されないものに限る。）
  - ヲ 特派員のニュース取材用として輸出されるフィルム又は録音用テープ等及び取材後輸入される当該貨物
  - ワ 特派員のニュース取材用として輸入されるフィルム又は録音用テープ等及び取材後輸出される当該貨物
- (8) 天皇及び内廷にある皇族の用に供される貨物（定率法第 14 条第 1 号に掲げる輸入貨物及び同種の輸出貨物）

- (9) 本邦に来遊した外国の元首若しくはその家族又はその随行員に属する貨物（定率法第 14 条第 2 号に掲げる輸入貨物及び積戻し又は輸出される当該貨物）
- (10) 外交官用貨物（定率法第 16 条《外交官用貨物等の免税》第 1 項に掲げる輸入貨物及び積戻し又は輸出される当該貨物）
- (11) 軍関係貨物
  - イ 合衆国軍隊及び公認調達機関が自ら輸出する貨物（特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）雑一（公認調達機関等の輸出手続）の(1)を適用した貨物）
  - ロ 合衆国軍隊及び公認調達機関等が自ら輸入する貨物（臨特法第 6 条《関税の免除》のうち第 3 号《軍以外の者により輸入された軍関係貨物の関税の免除》を除く。）
  - ハ 前記イ及びロに準ずる国際連合の軍隊関係貨物
  - ニ 臨特法第 12 条《免税物品の譲受の際の関税等の徴収》及び国連軍臨特法第 4 条《関税法等の特例》による譲受貨物で国内に引き取つたもの
  - ホ MDA 特例法第 4 条《免税輸入資材等の譲受の制限等》による譲受貨物で国内に引き取つたもの
- (12) 流通している貨幣、紙幣、銀行券及び有価証券
- (13) 本邦から出漁した本邦の船舶によつて外国で採捕された水産物及び本邦から出漁した本邦の船舶内において当該水産物に加工し、又はこれを原料として製造した貨物（定率法第 14 条の 3《外国で採捕された水産物等の減税又は免税》第 1 項に掲げる貨物）
- (14) 金貨及び貨幣用金
- (15) 関税法第 74 条《輸入を許可された貨物とみなすもの》の規定によるみなし輸入貨物。ただし、日本郵便株式会社から交付された郵便物を除く。
- (16) 遺骨及び遺体
- (17) 漂流貨物
- (18) 引揚時の所有権及び沈没前の船（機）籍がいずれも本邦である沈船（機）及びその解体材並びにそれに積載されていた内国貨物（原産国不明のものを含む。）の海域からの引揚輸入

## 22 統計計上時点

### （輸出統計計上時点）

22-1 輸出統計に計上する貨物の統計計上時点は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 郵便物以外の貨物は、積載船舶又は航空機の出港日。  
ただし、出港日の確認は、輸出申告書に記載されている出港予定年月日により行う。
- (2) 関税法第 76 条第 1 項が適用される郵便物は、税関の通関手続を終了した日
- (3) 関税法第 76 条第 1 項が適用されない郵便物は、輸出許可の日

### （輸出統計計上時点の特例）

22-2 本邦の船舶が、公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域において採捕した水産物等を洋上輸出（外国にある漁業基地等に一旦陸揚げした後輸出する場合を含む。）する場合の統計計上時点は、輸出許可の日とする。

(輸入統計計上時点)

22-3 輸入統計に計上する貨物の統計計上時点は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 直輸入される貨物及び保税展示場から輸入される貨物は、輸入許可の日
- (2) 輸入許可前に引き取られる貨物は、輸入許可前引取の承認の日
- (3) 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に蔵入れ、移入れ又は総保入れされる貨物は、蔵入承認、移入承認又は総保入承認の日

(注) 保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域から他の保税蔵置場、保税工場及び総合保税地域に搬入する貨物は、最初の蔵入承認、移入承認又は総保入承認の時に統計計上されているので、その後の蔵入れ、移入れ又は総保入れの時に統計計上しないように留意する。

- (4) 決定通知書及び賦課決定通知書により課税される貨物は、当該決定通知書等が発せられた日
- (5) 関税法第 76 条第 1 項が適用される郵便物は、税関の通関手続を終了した日  
ただし、関税等の納付前に引き取られるものは、前記(2)による。  
なお、関税法第 76 条第 1 項が適用されない郵便物は、前記(1)～(3)による。

(輸入統計計上時点の特例)

22-4 次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料油、助燃剤又は潤滑油を建造船舶又は航空機の試運転に使用するため、保税蔵置場、保税工場及び総合保税地域以外の保税地域から輸入の許可前に引き取りし、当該試運転で消費した場合には、輸入許可の日に計上する。
- (2) セットとして課税又は免税を受けるため輸入許可前引取の承認を受けた貨物は、輸入許可前引取の承認の日によらず、セットされた状態での輸入許可の日に計上する。
- (3) 前記 21-1 (普通貿易統計計上貨物) (2)へに規定する貨物については、当該貨物が輸出統計に計上された時点で計上する。

## 23 資料

普通貿易統計を作成するために使用する資料は、次のとおりとする。

- (1) 輸出申告書
- (2) 積戻し申告書
- (3) 輸入(納税)申告書
- (4) 輸入(引取)申告書
- (5) 特例申告書
- (6) 蔵入承認申請書、移入承認申請書又は総保入承認申請書
- (7) 軍納物品輸出入申告書
- (8) その他後記 24 (統計項目) の項目を記載した書類

## 24 統計項目

資料に記載する統計項目は、次のとおりとする。

- (1) 申告（申請）番号
- (2) 積込港符号又は船（取）卸港符号（特例申告書の場合を除く。）
- (3) 船（機）籍符号（同上）
- (4) 貿易形態別符号（同上）
- (5) 仕向国（地）符号又は原産国（地）符号
- (6) 輸出者符号又は輸入者符号
- (7) 調査用符号（別途指示した場合に限る。）
- (8) 蔵置場所の所在地を所轄する税関官署等の税関符号
- (9) 統計品目番号
- (10) 再輸出入品識別符号
- (11) 数量
- (12) 価格
- (13) 調査欄符号（輸出のみとし、別途指示した場合に限る。）
- (14) 関税額（輸入（引取）申告書、蔵入承認申請書、移入承認申請書、総保入承認申請書及び輸入許可前引取承認書の場合を除く。）
- (15) 減免税額（同上）
- (16) 減免税条項適用区分符号（同上）

## 25 統計項目の記載要領

前記 24（統計項目）の(1)、(7)、(9)及び(11)から(16)までに掲げる統計項目については、税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）II 記載要領及び留意事項の関税法関係中「輸出申告書」（C-5010）又は「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」（C-5020）に定められた記載要領により記載させる。

なお、前記 24（統計項目）の(11)について、セットとして課税又は免税される貨物が適用される減免税条項符号等が異なるため、その一部が同一統計品目番号により分割して申告される場合において、数量単位が「NO」のときは、金額の最も大きい貨物の数量（NO）のみを記載させ、他の貨物の数量（NO）は「0」と記載させる。再輸出入品（総トン数が 500 トン以上の船舶を除く）については、数量は KG を記載させる。

（積込港符号又は船（取）卸港符号）

25-1 積込港符号又は船（取）卸港符号（以下「積卸港符号」という。）は、別紙第 3 の「港符号表」により、次の点に留意して記載させる。

(1) 次のいずれかに該当する場合には、積卸港符号の記載を省略させる。

イ 前記 24（統計項目）の(8)の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署等の税関符号（以下「蔵置税関符号」という。）の上 3 桁と積卸港符号が同一となる場合（蔵置税関符号が 1012（東京税関東京航空貨物出張所）の場合を除く。）

ロ 蔵置税関符号が 1012 であり、かつ、積卸港符号が 104（成田国際（空））となる場合

(2) 貨物が開港の港外等開港の隣接区域で積卸しされる場合は、「不開港」の港符号ではなく、その隣接する開港又は開港港区の港符号を記載させる。

この場合において 前記(1)のイ又はロに該当するときは、積卸港符号の記載を省略させる。

(3) 一葉の資料で貨物の船（取）卸港が2港以上にわたる場合は、当該貨物の取扱金額が最も大きい港の港符号を記載させる。

(4) 貨物が郵便物である場合、保税展示場から輸入される場合又は当該貨物の積込港若しくは船（取）卸港が明らかでない場合は、前記(1)又は(2)の規定にかかわらず、「その他」の港符号を記載させる。

(注) 蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告及び許可前引取貨物の輸入許可の場合は、港符号の記載を省略させる。

#### (船（機）籍符号)

25-2 船（機）籍符号は、別紙第4の「船（機）籍符号表」により記載させる。

なお、記載に当たっては、次の点に留意する。

(1) 貨物が本邦籍の船舶又は航空機と外国籍の船舶又は航空機との相互間において積み替えられる場合は、本邦と外国との間を運搬する船舶又は航空機の船（機）籍符号を記載させる。

(2) 一葉の資料で船（機）籍符号が2以上にわたる場合は、取扱金額の最も大きい貨物の船（機）籍符号を記載させる。

(3) 蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告及び許可前引取貨物の輸入許可の場合は、船（機）籍符号の記載を省略させる。

#### (貿易形態別符号)

25-3 貿易形態別符号は、別紙第5の「貿易形態別符号表」により、第1符号、第2符号及び第3符号の順に3けたで記載させる。

ただし、蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告及び輸入許可前引取貨物の輸入許可の場合は、第1符号、第2符号の順に2けたで記載させる。

なお、一葉の資料で貿易形態が2以上にわたる場合は、取扱金額の最も大きい貨物の貿易形態別符号を記載させる。

#### (貿易形態別符号の第2符号)

25-3-1 貿易形態別符号のうち第2符号の記載に当たっては、次の点に留意する。

(1) 蔵入承認された貨物（以下この項及び別紙第5において「蔵入貨物」という。）、移入承認された貨物（以下この項及び別紙第5において「移入貨物」という。）又は総保入承認された貨物（以下この項及び別紙第5において「総保入貨物」という。）が他の保税地域に搬入の上、積戻しされる場合は、それぞれ「2」、「3」又は「9」を使用させる（後記(2)に該当する場合を除く。）。

(2) 蔵入貨物、移入貨物又は総保入貨物が他の保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に再び蔵入れ、移入れ又は総保入れした後に積み戻される場合は、当該貨物の最終の積戻し形態を示す貿易形態別符号を使用させる。

- (3) 蔵入貨物、移入貨物又は総保入貨物が、他の保税地域を経て輸入される場合は、それぞれ「5」、「6」又は「0」を使用させる（後記(7)に該当する場合を除く。）。
- (4) 前記22-4（輸入統計計上時点の特例）(1)及び(2)に掲げる場合は「1」を使用させる。
- (5) 前記22-4（輸入統計計上時点の特例）(3)に掲げる場合は、「8」を使用させる。
- (6) 定率法第19条の2《課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税》の規定により税関長の確認を受けて保税工場又は総合保税地域で製造した貨物を輸出する場合、当該貨物の原料品が全て内国貨物であるときは「1」を、その原料品が内国貨物と外国貨物を混合したものであるときは「3」又は「9」を使用させる。
- (7) 貿易統計計上済の蔵入貨物、移入貨物又は総保入貨物のうち、他の保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に蔵入れ、移入れ又は総保入れした後、国内に引き取られるものは、当該貨物の最終の輸入形態を示す貿易形態別符号を使用させる。

（貿易形態別符号の第3符号）

25-3-2 貿易形態別符号のうち第3符号は、次により記載する。

- (1) 「1 順委託加工契約に基づく輸出入」は、順委託加工契約に基づいて輸出又は輸入（外国から原材料の提供を受けて本邦において加工（当該貨物に経済的価値を加える行為をいう。以下、後記(2)において同じ。）を委託され、かつ、加工後委託者又はその指示する荷受人に対して製品を輸出する契約に基づく当該原材料の輸入及び当該加工後の製品の輸出）される貨物について使用させる。
- (2) 「2 逆委託加工契約に基づく輸出入」は、逆委託加工契約に基づいて輸出又は輸入（本邦から原材料を提供し、外国での加工を委託し、かつ、加工後委託者又はその指図する荷受人が製品を輸入する契約に基づく当該原材料の輸出及び当該加工後の製品の輸入）される貨物の場合に使用させる。
- (3) 「3 賃貸借契約に基づく輸出入」は、賃貸借契約に基づいて輸出又は輸入される貨物の場合において使用させる。

なお、当該貨物の返却のために輸出又は輸入される貨物の場合についても同様とする。

- (4) 「4 駐留軍、国連軍貨物の輸出入」は、合衆国軍隊及び公認調達機関が本邦で調達した貨物を本船舷側又は本船上若しくは仕向地において引渡しを受けて輸出する場合、軍人用販売機関等が本邦で購入した貨物を直接輸出する場合及び臨特法第6条第3号（軍関係者以外の者による軍納貨物の輸入）の適用を受けて輸入する場合並びにこれらに準ずる国連軍関係貨物を輸出又は輸入する場合に使用させる。
- (5) 「5 1年を超える延払い貨物の輸出入」は、輸出貨物代金の受領が船積みの日後1年を超える輸出の場合又は輸入貨物代金の支払が通関の日後1年を超える輸入の場合に使用させる。

ただし、他の第3符号と重複する場合は、前記25-3（貿易形態別符号）なお書きの規定にかかわらず、当該符号を優先して使用させる。

- (6) 「7 船（機）用条件付貨物の輸入」は、本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機用に供する船用品又は機用品を保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に蔵入れ、移入れ又は総保入れする場合に使用させる。

(仕向国(地)符号及び原産国(地)符号)

25-4 仕向国(地)符号は、別紙第1の「統計国名符号表」による国名符号(3けた)を記載させ、また、原産国(地)符号は、同表による国名符号の後に別紙第6「特惠税率適用符号表」による符号を加え、合計4けたで記載させる。

なお、記載に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 「統計国名符号表」のうち、「不明」は輸入の場合に限り使用し、同符号を使用した場合は、申告書の余白にその理由を簡潔に記載させる。
- (2) 一葉の資料で、原産国(地)符号が2以上にわたる場合は、原産国(地)符号欄に品名欄項目表示の番号とそれに対する原産国(地)符号を列記させ、その間を線で結ばせる。

(記載例 1)

(記載例 2)

原産国(地)符号	①-213 <u>6</u> ②-304 <u>6</u>	原産国(地)符号	①-123 <u>1</u> ②-123 <u>7</u>
----------	----------------------------------	----------	----------------------------------

(仕向国(地)符号又は原産国(地)符号の適用の特例)

25-5 次に掲げる場合における仕向国(地)符号又は原産国(地)符号は、前記25-4(仕向国(地)符号及び原産国(地)符号)の規定にかかわらず次による。

- (1) 建設、開発、沈船引揚げ等のための資材又はこれらの作業に従事する者の生活物資等を輸出する場合において、仕向地が海域となるときの仕向国(地)符号は、作業の根拠地の属する国の符号とし、その根拠地が本邦の場合又は根拠地を設けていない場合は、作業場所の属する国の符号とする。
- (2) 船舶又は航空機を輸出する場合における仕向国(地)符号は、船舶については、当該船舶が登録される船籍港の属する国の符号とし、航空機については、当該航空機が登録される登録国の符号とする。

また、新造以外の船舶又は航空機を輸入する場合の原産国(地)符号は、それぞれ本邦で登録される直前の船籍港に属する国の符号又は登録国の符号とする。

- (3) 本邦の船舶が採捕した水産物等を外国籍船舶に直接売り渡した場合において、仕向国が不明のときの仕向国(地)符号は、当該外国籍船舶の船籍港の属する国の符号とする。

また、外国の船舶により採捕された水産物等を輸入する場合における原産国(地)符号は、当該船舶の船籍港の属する国の符号とする。

ただし、当該採捕した船舶が本邦籍船舶で外国人に裸よう船されている場合等は、当該よう船者の属する国の符号とする。

- (4) 外国籍船舶の改装又は修繕のため使用する資材等を輸出する場合の仕向国(地)符号及び改装又は修繕の結果生じた屑材を輸入する場合の原産国(地)符号は、いずれも改装又は修繕した船舶の船籍港の属する国の符号とする。
- (5) 沈船又はその解体材を海域から引揚げ後、輸入する場合の原産国(地)符号は、次による。

- イ 引き揚げる際の当該船舶又は解体材の所有者が外国人であるときは、当該外国人の属する国の符号とする。
  - ロ 引き揚げる際の当該船舶又は解体材の所有者が日本人であるときは、沈没時の船籍港の属する国の符号とする。
  - ハ 航空機についても同様とする。
- (6) 不用船用品・機用品及び資格内変の際における残存船用品・機用品を輸入する場合で原産国又は積出国が明らかでないときの原産国（地）符号は、当該船用品・機用品を積み込んでいた船舶又は航空機の船籍港の属する国の符号又は登録国の符号とする。
- ただし、この場合において、船籍港の属する国又は登録国が本邦であるときは、「不明」とする。
- (7) 撮影し、現像し、又はプリントした映画用フィルムを輸入する場合において、製作者の属する国が本邦であるときは、積出地の属する国を原産国とする。

#### (輸出入者符号)

25-6 輸出入者符号又は輸入者符号は、次により記載する。

- (1) 輸出入者又は輸入者が保有する符号の種別に応じ、次のいずれかの符号を記載する。
  - イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号
  - ロ 税関発給コードの発給に係る事務処理要領について（平成 20 年 10 月 9 日財関第 1140 号）第 2 (1) に規定する税関輸出入者コード
  - ハ (一財) 日本貿易関係手続簡易化協会編「日本輸出入者標準コード」に掲載されている日本輸出入者標準コードなお、日本輸出入者標準コードに訂正があった場合は、改訂書が発行された月の翌月から改訂された当該標準コードを使用することができる。
- (2) 前記(1)のイに掲げる法人番号を保有しない外国法人等の輸出入者又は輸入者で、前記(1)のロ又はハに掲げる符号を保有する者は、当該保有する符号を記載することができる。
- (3) 前記(1)のイからハまでに掲げる符号を保有していない輸出入者又は輸入者については、「99999」とする。
- (4) 定率法等の規定により輸入申告者の資格が限定されている場合で輸入者が当該限定申告者から委任を受けているときは、委任を受けた輸入者の符号とする。
- (5) 輸入申告等の前に貨物が保税地域等で転売され、当該転得者により輸入申告等がされた場合は、当該申告者の輸入者符号とする。
- (6) 輸入（引取）申告書における「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に輸入（引取）申告である旨のコード「A」を横線で結ぶことにより記載する（例：8000012050001-A）。
- (7) 特例申告書における「輸入者符号」欄には、輸入者符号の後に特例申告である旨のコード「B」を横線で結ぶことにより記載する（例：8000012050001-B）。

#### (蔵置場所の所在地を所轄する税関官署等の税関符号)

25-7 蔵置税関符号の記載に当たっては、次の点に留意する。

(1) 原則として、輸出入申告等に係る貨物が置かれている場所を所轄する税関官署の税関符号とする。

なお、蔵置場所の記載がある場合には、蔵置税関符号の記載を省略させる（蔵置場所の記載については、税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）Ⅱ記載要領及び留意事項の関税法関係中「輸出申告書」（C-5010）又は「輸入（納税）申告書（内国消費税等課税標準数量等申告書兼用）」（C-5020）に定められた記載要領により記載させる。）。

(2) 次のいずれかに該当する場合の蔵置税関符号は、前記(1)の規定にかかわらず次による。

- イ 関税法第76条第1項が適用される郵便物 通関手続が行われた税関官署の税関符号
- ロ 前記22-2（輸出統計計上時点の特例）に掲げる洋上輸出される貨物等、前記(1)によることが困難な輸出貨物 輸出申告が行われた税関官署の税関符号

（再輸出入品識別符号）

25-8 貨物が再輸出品又は再輸入品である場合には、再輸出入品識別符号として統計品目番号の末尾に「Y」を記載させる。

## 第3章 特殊貿易統計

### 第1節 金統計

#### 31 統計計上貨物

(金統計計上貨物)

31-1 金統計は、普通貿易統計と同様に条約第 I 附属書第 I 編 I(b) (再輸出、再輸入を含む一般貿易の統計表を作成する場合) に基づく一般貿易の方法により作成し、輸出統計及び輸入統計の区分に応じ、それぞれ次に掲げる貨物を計上する。

ただし、当該貨物が再輸出品又は再輸入品に該当する場合であっても、次の区分に掲げる統計品目番号により計上するので留意する。

##### (1) 輸出統計

前記 21-1 (普通貿易統計計上貨物) (1) に該当する貨物のうち、輸出統計品目表の 7108. 20 号-000 及び 7118. 90 号-100 に該当する貨物

##### (2) 輸入統計

前記 21-1 (普通貿易統計計上貨物) (2) に該当する貨物のうち、輸入統計品目表の 7108. 20 号-000 及び 7118. 90 号-010 に該当する貨物

(金統計計上除外貨物)

31-2 前記 21-2 (普通貿易統計計上除外貨物) の規定は、同規定(14) (金貨及び貨幣用金) を除いて、金統計について準用する。

#### 32 統計計上時点、資料、統計項目及び統計項目の記載要領

前記 22-1 (統計計上時点) から 25-8 (再輸出入品識別符号) までの規定は、金統計について準用する。

### 第2節 船用品・機用品統計

#### 33 統計計上貨物

(船用品・機用品統計計上貨物)

33-1 船用品・機用品統計に計上する貨物は、関税法第 23 条《船用品又は機用品の積み込み等》第 1 項及び第 2 項の規定により承認を受けて積み込まれた船用品又は機用品とし、当該貨物について「鉱油 (統計品目表の 27. 09、27. 10 及び 34. 03 に該当する貨物をいう。)」又は「その他」の統計品目に区分して計上する。

(船用品・機用品統計計上除外貨物)

33-2 貨物の価格が統計品目の区分ごとにそれぞれ 20 万円以下である場合は、前記 33-1 (船用品・機用品統計計上貨物) の規定にかかわらず船用品・機用品統計に計上しない。

### 34 統計計上時点

船用品・機用品統計に計上する貨物の統計計上時点は、当該貨物を本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機に積み込んだ日とする。

### 35 資料

船用品・機用品統計を作成するために使用する資料は、次のとおりである。

- (1) 内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書
- (2) 外国貨物船用品（機用品）積込承認申告書
- (3) 船（機）用燃料油振替積込承認申請書

## 第3節 通過貿易統計

### 36 統計計上貨物

（通過貿易統計計上貨物）

36-1 通過貿易統計には、積換通過貿易及び直接通過貿易に係る次の貨物を計上する。

なお、指定保税地域、保税蔵置場及び総合保税地域において関税法基本通達 40-1（指定保税地域における貨物の取扱いの範囲）に規定する行為を施した後積み戻される貨物を含む。

#### (1) 積換通過貿易貨物

イ 外国から本邦に到着した貨物であって、指定保税地域、保税蔵置場又は総合保税地域に陸揚げの上（蔵入れ、総保入れされた場合を除く）、陸揚げした港と同一の港において他の船舶に積み込んで外国へ積戻しするもの

ロ 外国から本邦に到着した貨物であって、陸揚げすることなく同一の港においてはしけ取りにより他の船舶に積み換えるもの

#### (2) 直接通過貿易貨物

イ 外国から本邦に到着した貨物であって、保税地域に陸揚げ後（蔵入れ、移入れ又は総保入れされた場合を除く。）、他の港にある保税地域へ保税運送した場合で、当該運送先において保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域への蔵入れ、移入れ又は総保入れすることなく、他の船舶又は航空機に積み込んで外国へ積戻しするもの

ロ 保税展示場へ入れるため展示等の承認がされる貨物

（通過貿易統計計上除外貨物）

36-2 次に掲げる貨物は、前記 36-1（通過貿易統計計上貨物）の規定にかかわらず通過貿易統計に計上しない。

- (1) 貨物の価格が統計品目表の部の区分ごとにそれぞれ 20 万円以下、若しくは数量が 1 MT 未満である場合の貨物
- (2) 積み出された国と同一国に積戻しされる貨物
- (3) 荷繰り又は船舶（航空機）の修理のために仮陸揚げされる貨物

- (4) 積換通過貿易貨物のうち航空機による貨物
- (5) 貨物の運送のため反復使用される容器又は器具

### 37 統計計上時点

通過貿易統計に計上する貨物の統計計上時点は、当該貨物を外国往来船（機）に積み込んだ日とする。

ただし、積戻し申告によるものは、当該申告書の出港予定年月日欄に記載されている日による。

### 38 資料

通過貿易統計を作成するために使用する資料は、次のとおりである。

- (1) 積戻し申告書（展示等承認貨物積戻し申告書を含む。）
- (2) 外国貨物船（機）移届
- (3) 外国貨物の仮陸揚届

## 第4章 船舶・航空機統計

### 41 統計計上範囲

(統計計上範囲)

41-1 船舶・航空機統計に計上する船舶及び航空機は、次に掲げるものとする。

- (1) 関税法第2条《定義》第1項第5号及び第6号に掲げる外国貿易船及び外国貿易機（以下「外国貿易船（機）」という。）
- (2) 一般貨物（臨特法第6条《関税の免除》の規定の適用を受けない貨物）を積載して入港又は出港する公用船及び公用機（臨特法第3条《とん税等の免除》及び第5条《入出港手続の免除》に掲げる公用船及び公用機で外国貿易船（機）の取扱いを受けるもの）
- (3) 一般貨物（国連軍臨特法第4条《関税法等の特例》の規定の適用を受けない貨物）を積載して入港又は出港する国際連合の軍隊の船舶及び航空機（国連軍臨特法第4条《関税法等の特例》に掲げる船舶及び航空機で外国貿易船（機）の取扱いを受けるもの）

(船舶・航空機統計計上除外船舶及び航空機)

41-2 前記41-1（統計計上範囲）の規定にかかわらず、次に掲げる船舶及び航空機の入出港に関しては、船舶・航空機統計に計上しない。

- (1) 関税法基本通達17-4（特殊な場合における船舶の入出港）の事故、避難等特殊な場合における入出港
- (2) 開港の水際線に接続する船きよへの入きよ又は出きよ
- (3) 資格外変する船舶又は航空機の入港

### 42 統計計上時点

船舶・航空機統計に計上する船舶及び航空機の統計計上時点は、当該船舶及び航空機が入港又は出港した日とする。

### 43 資料

船舶・航空機統計を作成するために使用する資料は、次のとおりである。

- (1) 入出港届
- (2) 船長陳述書（関税法施行令第12条《外国貿易船の入港手続》第5項）
- (3) 不開港出入許可申請書
- (4) 入港届（報告書）
- (5) 出港報告書
- (6) 入出港申告書
- (7) 転錨届（関税法基本通達17-6（船舶が同一開港内を移動する場合の取扱い）に掲げる場合に限る。）
- (8) 沿海通航船又は国内航空機の外国寄港届（税関において外国貿易船（機）と認めた場合に限る。）

## 第5章 統計の公表及び閲覧

### 51 閲覧用統計表

関税法第102条《証明書類の交付及び統計の閲覧等》の規定により閲覧に供する統計表は、次のとおりである。

#### (1) 普通貿易統計関係

- イ 輸出（入）品別国別月（累）計表
- ロ 輸出（入）国別品別月（累）計表
- ハ 貿易指数

#### (2) 特殊貿易統計関係

- イ 金統計表
- ロ 船用品積込統計表
- ハ 機用品積込統計表
- ニ 通過貿易統計品別表
- ホ 通過貿易統計国別表

#### (3) 船舶・航空機統計関係

- イ 国籍別船舶入出港表
- ロ 国籍別航空機入出港表

### 52 閲覧申請書

関税法施行令第88条《証明書類の交付又は統計の閲覧の申請》第1項の規定により、閲覧に際し本省又は税関に提出する申請書の様式は、別紙第8に定めるところによる。

### 53 磁気テープ等交付申請書

関税法施行令第90条の2《統計の閲覧及び磁気テープ等の交付の申請》の規定により、磁気テープ等の交付請求に際し本省に提出する申請書の様式は、別紙第9に定めるところによる。

## 別紙第 1

## 統計国名符号表

国名符号	国名	備考
1	アジア州	ロシア領を含まない。
100	(削除)	
102	(削除)	
103	大韓民国	
104	北朝鮮	
105	中華人民共和国	香港及びマカオを含まない。
106	台湾	
107	モンゴル	
108	香港	
109	(削除)	
110	ベトナム	
111	タイ	
112	シンガポール	
113	マレーシア	
114	(削除)	
115	(削除)	
116	ブルネイ	(旧英領ブルネイ)
117	フィリピン	
118	インドネシア	West Irian を含む。
119	(削除)	
120	カンボジア	
121	ラオス	
122	ミャンマー	(旧ビルマ)
123	インド	(旧葡領インドを含む。)
124	パキスタン	
125	スリランカ	(旧セイロン)
126	モルディブ	
127	バングラデシュ	
128	東ティモール	
129	マカオ	
130	アフガニスタン	
131	ネパール	
132	ブータン	

133	イラン	
134	イラク	
135	バーレーン	
136	(削除)	
137	サウジアラビア	
138	クウェート	
139	(削除)	
140	カタール	
141	オマーン	
142	(削除)	
143	イスラエル	ヨルダン川西岸を含まない。
144	ヨルダン	
145	シリア	
146	レバノン	
147	アラブ首長国連邦	(旧トルシアルオーマン)
148	(削除)	
149	イエメン	Perim, Kamaran, Socotra 及び Kuria Muria 諸島を含む。
150	アゼルバイジャン	
151	アルメニア	
152	ウズベキスタン	
153	カザフスタン	
154	キルギス	
155	タジキスタン	
156	トルクメニスタン	
157	ジョージア	(旧グルジア)
158	ヨルダン川西岸及びガザ	
2	ヨーロッパ州	ロシア領アジアを含む。
201	アイスランド	
202	ノルウェー	
203	スウェーデン	
204	デンマーク	
205	英国	
206	アイルランド	Northern Ireland を含まない。
207	オランダ	
208	ベルギー	
209	ルクセンブルク	
210	フランス	

211	モナコ	
212	アンドラ	
213	ドイツ	
214	(削除)	
215	スイス	Liechtenstein を含む。
216	アゾレス (葡)	Fayal, Rico, San Jorge, Graciosa, Terceira, Sao Miguel 等の葡領諸島をいう。
217	ポルトガル	マデイラを含む。
218	スペイン	Baleares 諸島を含む。
219	ジブラルタル (英)	
220	イタリア	San Marino を含む。
221	マルタ	Goza を含む。
222	フィンランド	
223	ポーランド	
224	ロシア	ロシア領アジアを含む。
225	オーストリア	
226	(削除)	
227	ハンガリー	
228	セルビア	(旧ユーゴスラビア連邦共和国)
229	アルバニア	
230	ギリシャ	
231	ルーマニア	
232	ブルガリア	
233	キプロス	
234	トルコ	
235	エストニア	
236	ラトビア	
237	リトアニア	
238	ウクライナ	
239	ベラルーシ	
240	モルドバ	
241	クロアチア	
242	スロベニア	
243	ボスニア・ヘルツェゴ ビナ	
244	北マケドニア	
245	チェコ	
246	スロバキア	

247	モンテネグロ	
248	コソボ	
249	フェロー諸島 (デンマーク)	
250	バチカン	
3	北アメリカ州	ハワイを含む。
301	グリーンランド (デンマーク)	Disko 島を含む。
302	カナダ	
303	サンピエール及びミクロン (仏)	St. Lawrence 湾の仏領諸島をいう。
304	アメリカ合衆国	アラスカ及びハワイを含む。
305	メキシコ	
306	グアテマラ	
307	ホンジュラス	Bay 諸島を含む。
308	ベリーズ	(旧英領ベリーズ)
309	エルサルバドル	
310	ニカラグア	
311	コスタリカ	
312	パナマ	旧 313 運河地帯を含む。
313	(削除)	
314	バーミュダ (英)	
315	バハマ	Grand Bahama, Great Abaco, New Providence, Andros, Eleuthera, Cat, Great Exuma, Long, Watling, Crooked, Acklin, Mayaguana, Great Inagua 及び近接諸島を含む。
316	ジャマイカ	
317	タークス及びカイコス諸島 (英)	
318	(削除)	
319	バルバドス	
320	トリニダード・トバゴ	
321	キューバ	
322	ハイチ	
323	ドミニカ共和国	Dominican Republic
324	プエルトリコ (米)	
325	米領バージン諸島	St. Thomas, St. John, Croix 及び近接諸島を含む。

326	蘭領アンティール	Curacao Aruba, Bonaire, Saba, St.Eustatius 及び Southern St.Martin を含む。(旧蘭領西インド諸島)
327	仏領西インド諸島	Guadeloupe, Martinique, Desirade, Les Saintes, Marie Galante 及び Northern St.Martin 島を含む。
328	ケイマン諸島 (英)	Grand Cayman, Cayman Brac, Little Cayman 島を含む。 (旧 317 タークス・カイコス及びカイマン (英) の一部)
329	グレナダ	(旧 318 リーワード及びウインドワード諸島 (英) の一部)
330	セントルシア	
331	アンティグア・バーブ ーダ	(旧英領アンティグア)
332	英領バージン諸島	Tortola, Anegada Jost Van Dykes, Virgin Gorda 及び近接英領諸島をいう。(旧 318 リーワード及びウインドワード諸島 (英) の一部)
333	ドミニカ	Commonwealth of Dominica
334	モントセラト (英)	(旧 318 リーワード及びウインドワード諸島 (英) の一部)
335	セントクリストファー・ネービス	(旧 335 セント・キッツ、ネヴィス及び英領アンギラの一部)
336	セントビンセント	St.Vincent, Bequia, Mustique, Canouan, Union 島, Grenadines 諸島及び近接諸島を含む。
337	英領アンギラ	Sombrero 島を含む。(旧 335 セント・キッツ、ネヴィス及び英領アンギラの一部)
338	サン・バルテルミー島 (仏)	
4	南アメリカ州	
401	コロンビア	
402	ベネズエラ	
403	ガイアナ	
404	スリナム	
405	仏領ギアナ	
406	エクアドル	
407	ペルー	
408	ボリビア	
409	チリ	
410	ブラジル	
411	パラグアイ	

412	ウルグアイ	
413	アルゼンチン	
414	フォークランド諸島及びその附属諸島 (英)	The East and West Falklands South Georgia 及び South Sandwich を含む。
415	英領南極地域	Graham Land、South Orkneys 及び South Shetland 島を含む。(旧 414 フォークランド諸島 (英) の一部)
5	アフリカ州	
501	モロッコ	旧西領 Ifni を含む。
502	セウタ及びメリリア (西)	
503	アルジェリア	
504	チュニジア	
505	リビア	
506	エジプト	
507	スーダン	
508	西サハラ	Cabo Juby, Aguera 及び Adrar を含む。
509	モーリタニア	
510	セネガル	
511	ガンビア	
512	ギニア・ビサウ	Bissago 諸島を含む。
513	ギニア	Iles Tristao 及び Los 諸島を含む。
514	シエラレオネ	
515	リベリア	
516	コートジボワール	(旧象牙海岸共和国)
517	ガーナ	
518	トーゴ	
519	ベナン	
520	マリ	
521	ブルキナファソ	
522	カーボベルデ	Santo Antao, St.Vincent, St.Luzia, Santhiago Fogo, Maio 及び近接諸島を含む。
523	カナリー諸島 (西)	Teneriffe, Palma, Gran Canaria Fuerteventura, Lanzarote 及び近接諸島を含む。
524	ナイジェリア	
525	ニジェール	
526	ルワンダ	
527	カメルーン	
528	チャド	

529	中央アフリカ	
530	赤道ギニア	Rio Muni 及び Fernando Poo, Annobon, Corisco 島を含む。
531	ガボン	
532	コンゴ共和国	
533	コンゴ民主共和国	(旧ザイール)
534	ブルンジ	
535	アンゴラ	Cabinda を含む。
536	サントメ・プリンシペ	
537	セントヘレナ及びその 附属諸島 (英)	Ascension, Tristan da Cunha Gough, Inaccessible 及び Nightingale 島を含む。
538	エチオピア	
539	ジブチ	
540	ソマリア	
541	ケニア	
542	ウガンダ	
543	タンザニア	
544	セーシェル	
545	モザンビーク	
546	マダガスカル	St. Marie, Clorious 及び Nossi Be を含む。
547	モーリシャス	Rodrigues, Agalega, Caragados Carajos 及び近接諸島を 含む。
548	レユニオン (仏)	
549	ジンバブエ	
550	ナミビア	(旧南西アフリカ)
551	南アフリカ共和国	Prince Edward 及び Marion 島を含む。
552	レソト	
553	マラウイ	
554	ザンビア	
555	ボツワナ	
556	エスワティニ	(旧スワジランド)
557	英領インド洋地域	Chagos, Archipelago (Diego Garcia, Peros Banhos, Solomon) 島を含む。
558	コモロ	
559	エリトリア	
560	南スーダン	
6	大洋州	ハワイを含まない。
601	オーストラリア	

602	パプアニューギニア	Woodlark Trobriand, D' Entrecasteaux Louisade, New Britain, New Ireland, Manus, Bougainville, Buka 及び近接諸島を含む。
603	(削除)	
604	(削除)	
605	その他のオーストラリア領	Cocos, Ashmore, Cartier, Norfolk, Heard, Christmas, Mc Donald 及び Coral Sea 諸島を含む。
606	ニュージーランド	Kermadec, Raoul, Macauley, Curtis, Chatham, Bounty, Antipedes, Auckland, Campbell Three Kings Solonder 及び Snares 島を含む。
607	クック	Rarotonga, Aitutaki, Penrhyn (Tongareva) , Manihiki, Pukapuka, Nassau, Suvarov, Palmerston, Manuae, Takutea, Atiu, Mangaia, Mitiars 及び Mauke 島を含む。
608	トケラウ諸島 (ニュージーランド)	Atafu, Nukunonu 及び Fakaofu 島を含む。
609	ニウエ	
610	サモア	
611	バヌアツ	(旧英仏共同統治地域ニューヘブリデス)
612	フィジー	Viti Levu, Vanua Levu 及び近接諸島を含む。
613	ソロモン	Guadalcanar, Choiseul, New Georgia, Santo Isabe, Malaita, San Cristobal 島及びその近接諸島を含む。
614	トンガ	Tongatapu, Vavau, Haapai 及び Tofoa 島を含む。
615	キリバス	Canton 及び Enderbury 島を含む。
616	ピットケルン (英)	Henderson, Ducie 及び Oeno 島を含む。
617	ナウル	
618	ニューカレドニア (仏)	Chesterfield (Avon) , Belep, Huon, Loyalty, Pines (Kunie) , Wallis (Uvea) , Fortuna (Futuna) Alofa 及び Horn 島を含む。
619	仏領ポリネシア	Society, Marquesas, Clipperton, Tubuai, Tuamotu, Gambier, Rapa 及び Leeward 諸島を含む。
620	グアム (米)	
621	米領サモア	Tutuila, Rose, Swains 及び Manua 島を含む。
622	米領オセアニア	Midway, Wake, Johnston, Kingman, Palmyra, Howland, Baker, Jarvis, Malden, Starbuck, Flint, Vostok 及び Caroline 島を含む。
623	(削除)	
624	ツバル	Funafiti Nanomea 島及び近接諸島を含む。

	625	マーシャル	
	626	ミクロネシア	
	627	北マリアナ諸島 (米)	
	628	パラオ	
7		特殊地域	
	701	指図式	
	702	不明	
	703	保税工場・総合保税地 域	

## 税関別符号表

符号	事務所名
<b>1000</b>	<b>東京税関（本関）</b>
1001	東京税関東京外郵出張所
1005	東京税関立川出張所
1006	東京税関前橋出張所
1007	東京税関大井出張所
1008	東京税関山梨政令派出所
1009	東京税関前橋出張所太田政令派出所
<b>1012</b>	<b>東京税関東京航空貨物出張所</b>
<b>1030</b>	<b>東京税関羽田税関支署</b>
<b>1040</b>	<b>東京税関成田航空貨物出張所</b>
1041	成田税関支署
<b>1200</b>	<b>新潟税関支署</b>
1202	新潟税関支署東港出張所
1203	新潟税関支署三条・燕政令派出所
<b>1220</b>	<b>新潟税関支署直江津出張所</b>
<b>1230</b>	<b>新潟税関支署柏崎出張所</b>
<b>1240</b>	<b>新潟税関支署新潟空港出張所</b>
<b>1400</b>	<b>酒田税関支署</b>
1402	酒田税関支署山形出張所
<b>2000</b>	<b>横浜税関（本関）</b>
2001	横浜税関川崎外郵出張所
2006	横浜税関本牧埠頭出張所
2007	横浜税関大黒埠頭出張所
<b>2020</b>	<b>川崎税関支署</b>
<b>2030</b>	<b>横須賀税関支署</b>
2033	横須賀税関支署三崎監視署
<b>2200</b>	<b>千葉税関支署</b>
2202	千葉税関支署姉崎出張所
2203	千葉税関支署銚子監視署
2205	千葉税関支署船橋市川出張所
<b>2220</b>	<b>千葉税関支署木更津出張所</b>
<b>2430</b>	<b>鹿島税関支署</b>
<b>2440</b>	<b>鹿島税関支署日立出張所</b>

2450 鹿島税関支署つくば出張所  
2460 鹿島税関支署茨城空港出張所  
2500 小名浜税関支署  
2520 小名浜税関支署相馬出張所  
2530 小名浜税関支署福島空港出張所  
2600 仙台塩釜税関支署  
2620 仙台塩釜税関支署石巻出張所  
2640 仙台塩釜税関支署気仙沼出張所  
2650 仙台空港税関支署  
2710 横浜税関宇都宮出張所  
3000 神戸税関（本関）  
3008 神戸税関ポートアイランド出張所  
3009 神戸税関六甲アイランド出張所  
3020 尼崎税関支署  
3030 姫路税関支署  
3050 姫路税関支署東播磨出張所  
3200 水島税関支署宇野出張所  
3210 岡山空港税関支署  
3220 水島税関支署  
3221 水島税関支署片上出張所  
3400 福山税関支署尾道糸崎出張所  
3420 福山税関支署  
3440 広島税関支署呉出張所  
3450 広島税関支署  
3470 広島空港税関支署  
3500 境税関支署  
3520 浜田税関支署  
3600 坂出税関支署  
3620 坂出税関支署高松出張所  
3630 坂出税関支署詫間出張所  
3650 高松空港税関支署  
3700 松山税関支署  
3720 松山税関支署今治出張所  
3730 新居浜税関支署  
3740 新居浜税関支署三島出張所  
3750 松山税関支署宇和島出張所  
3800 高知税関支署  
3820 高知税関支署須崎出張所

- 3900 小松島税関支署
- 4000 大阪税関（本関）
  - 4001 大阪税関大阪外郵出張所
  - 4008 大阪税関南港出張所
- 4020 堺税関支署
- 4030 堺税関支署岸和田出張所
- 4040 関西空港税関支署
- 4220 舞鶴税関支署宮津出張所
- 4230 京都税関支署
- 4240 京都税関支署滋賀出張所
- 4300 舞鶴税関支署
- 4400 伏木税関支署
- 4420 伏木税関支署富山出張所
- 4430 伏木税関支署富山空港出張所
- 4500 金沢税関支署七尾出張所
- 4520 金沢税関支署
- 4530 金沢税関支署小松空港出張所
- 4600 敦賀税関支署
- 4610 敦賀税関支署福井出張所
- 4700 和歌山税関支署下津出張所
- 4720 和歌山税関支署
- 4740 和歌山税関支署新宮出張所
- 5000 名古屋税関（本関）
  - 5001 名古屋税関中部外郵出張所
  - 5005 名古屋税関南部出張所
  - 5006 名古屋税関諏訪出張所
  - 5008 名古屋税関諏訪出張所長野政令派出所
  - 5009 名古屋税関西部出張所
  - 5011 名古屋税関岐阜政令派出所
- 5020 中部空港税関支署
- 5040 豊橋税関支署
  - 5041 豊橋税関支署蒲郡出張所
- 5050 豊橋税関支署衣浦出張所
- 5200 清水税関支署
  - 5202 清水税関支署焼津出張所
  - 5203 清水税関支署沼津出張所
  - 5204 清水税関支署下田監視署
  - 5205 清水税関支署浜松出張所

5206 清水税関支署興津出張所  
5220 清水税関支署田子の浦出張所  
5230 清水税関支署御前崎出張所  
5240 清水税関支署静岡空港出張所  
5400 四日市税関支署  
5403 四日市税関支署尾鷲出張所  
5430 四日市税関支署津出張所  
6000 門司税関（本関）  
6001 門司税関福岡外郵出張所  
6005 門司税関田野浦出張所  
6020 門司税関苅田出張所  
6030 戸畑税関支署  
6033 戸畑税関支署若松出張所  
6040 博多税関支署  
6050 福岡空港税関支署  
6060 門司税関北九州空港出張所  
6200 下関税関支署  
6220 下関税関支署萩出張所  
6230 下関税関支署宇部出張所  
6240 徳山税関支署  
6260 徳山税関支署防府出張所  
6270 徳山税関支署平生出張所  
6280 岩国税関支署  
6400 伊万里税関支署唐津出張所  
6420 伊万里税関支署  
6500 厳原税関支署  
6501 厳原税関支署比田勝出張所  
6600 大分税関支署  
6610 大分税関支署大分空港出張所  
6620 大分税関支署津久見出張所  
6640 大分税関支署佐伯出張所  
6700 細島税関支署  
6710 細島税関支署宮崎空港出張所  
6720 細島税関支署油津出張所  
7000 長崎税関（本関）  
7030 佐世保税関支署  
7040 長崎税関長崎空港出張所  
7200 三池税関支署

7202 三池税関支署久留米出張所  
7400 八代税関支署三角出張所  
7420 八代税関支署水俣出張所  
7430 八代税関支署  
7440 八代税関支署熊本空港出張所  
7450 八代税関支署熊本出張所  
7500 鹿児島税関支署  
7502 鹿児島税関支署名瀬監視署  
7520 鹿児島税関支署鹿児島空港出張所  
7540 鹿児島税関支署志布志出張所  
7550 鹿児島税関支署川内出張所  
7560 鹿児島税関支署枕崎出張所  
8000 函館税関（本関）  
8020 室蘭税関支署  
8030 苫小牧税関支署  
8040 小樽税関支署  
8050 札幌税関支署留萌出張所  
8060 札幌税関支署  
8070 釧路税関支署  
8080 根室税関支署  
8090 稚内税関支署  
8100 釧路税関支署網走出張所  
8110 釧路税関支署紋別出張所  
8120 千歳税関支署  
8140 小樽税関支署石狩出張所  
8150 釧路税関支署十勝出張所  
8160 札幌税関支署旭川空港出張所  
8200 青森税関支署  
8220 八戸税関支署  
8230 青森税関支署青森空港出張所  
8400 釜石税関支署宮古出張所  
8420 釜石税関支署  
8430 大船渡税関支署  
8500 秋田船川税関支署  
8540 秋田船川税関支署秋田空港出張所  
9000 沖縄地区税関（本関）  
9001 沖縄地区税関那覇外郵出張所  
9005 沖縄地区税関鏡水出張所

- 9020 沖繩税関支署
- 9023 沖繩税関支署平安座出張所
- 9050 宮古島税関支署
- 9060 石垣税関支署
- 9061 石垣税関支署与那国監視署
- 9070 那覇空港税関支署
- 9080 石垣税関支署石垣空港出張所

## 港符号表

港符号	開港（港区）税関空港名
100	東京
103	東京国際（空）
104	成田国際（空）
120	新潟
122	直江津
123	柏崎
124	新潟（空）
125	姫川
140	酒田
200	横浜
202	川崎
203	横須賀
220	千葉
222	木更津
243	鹿島
244	日立
246	常陸那珂
247	百里（空）
250	小名浜
252	相馬
253	福島（空）
260	仙台塩釜
262	石巻
265	仙台（空）
300	神戸
302	尼崎西宮芦屋
303	姫路
304	相生
305	東播磨
320	宇野
321	岡山（空）
322	水島
340	尾道糸崎

342	福山
343	土生
344	呉
345	広島
346	竹原
347	広島 (空)
350	境
351	美保 (空)
352	浜田
360	坂出
362	高松
363	詫間
364	丸亀
365	高松 (空)
366	多度津
370	松山
372	今治
373	新居浜
374	三島川之江
375	宇和島
376	松山 (空)
380	高知
382	須崎
390	徳島小松島
392	橘
400	大阪
402	堺泉北
403	阪南
404	関西国際 (空)
422	宮津
430	舞鶴
432	内浦
440	伏木
442	富山
443	富山 (空)
450	七尾
452	金沢
453	小松 (空)

460	敦賀
461	福井
470	下津
472	和歌山
474	新宮
500	名古屋
502	中部国際 (空)
504	三河
505	衣浦
520	清水
522	田子の浦
523	御前崎
524	静岡 (空)
540	四日市
543	津
600	門司
602	苅田
603	戸畑
604	博多
605	福岡 (空)
606	北九州 (空)
620	下関
622	萩
623	宇部
624	徳山
625	下松
626	三田尻中関
627	平生
628	岩国
629	光
640	唐津
642	伊万里
650	巖原
660	大分
661	大分 (空)
662	津久見
663	佐賀関
664	佐伯

665	中津
670	細島
671	宮崎 (空)
672	油津
700	長崎三重式見
702	松浦
703	佐世保
704	長崎 (空)
705	松島
707	福島
720	三池
730	佐賀 (空)
740	三角
742	水俣
743	八代
744	熊本 (空)
745	熊本
750	鹿児島
752	鹿児島 (空)
753	喜入
754	志布志
755	川内
756	枕崎
800	函館
802	室蘭
803	苫小牧
804	小樽
805	留萌
807	釧路
809	稚内
810	網走
811	紋別
812	新千歳 (空)
813	函館 (空)
814	石狩湾
815	十勝
816	旭川 (空)
818	花咲

820	青森
822	八戸
823	青森 (空)
840	宮古
842	釜石
843	大船渡
844	花巻 (空)
850	秋田
852	船川
853	能代
854	秋田 (空)
900	那覇
902	金武中城
905	平良
906	石垣
907	那覇 (空)
908	新石垣 (空)
910	不開港
990	その他

別紙第 4

船（機）籍符号表

(注) 輸出入申告書等の船（機）籍符号表欄に記載するもの。

符号	船（機）籍分類
1	本邦籍船舶又は航空機（本邦人又は本邦の法人にチャーターされた外国籍船舶又は航空機を含む。）
2	外国籍船舶又は航空機（外国人又は外国の法人にチャーターされた本邦籍船舶又は航空機を含む。）
5	その他（郵便物並びにその他の貨物で積（取）卸船舶又は航空機が不明の場合）

## 貿易形態別符号表

第 1 符号	第 1 種別	第 2 符号	第 2 種別	第 3 符号	第 3 種別
1	航空貨物	1	直輸出入及び保税展示場からの輸出入	1	順委託加工契約に基づく輸出入
2	郵便物	2	蔵入れ又は蔵入貨物の積戻し	2	逆委託加工契約に基づく輸出入
3	譲受輸入	3	移入れ又は移入貨物の積戻し	3	賃貸借契約に基づく輸出入
4	その他（海上コンテナ詰め貨物を除く。）	4	許可前引取承認又はその他の積戻し	4	駐留軍、国連軍貨物の輸出入
5	海上コンテナ詰め貨物	5	蔵入貨物の輸入	5	1年を超える延払い貨物の輸出入
		6	移入貨物の輸入	6	削除
		7	許可前引取輸入許可	7	船（機）用条件付貨物の輸入
		8	みなし輸入	8	その他
		9	総保入れ又は総保入貨物の積戻し		
		0	総保入貨物の輸入		

## 特恵税率適用符号表

## 1. 令和の偶数年度の申告等に係るもの

符号	区分
0	特恵税率を適用するもの（後記 2 及び 3 のものを除く。）
2	特恵税率を適用するもの（本邦から輸出された物品を原料又は材料として使用したものに限る。）
3	特恵税率を適用するもの（累積原産地制度を適用するものに限る。）
4	特恵税率を適用しないもの（後記 7 のものを除く。）
7	特恵税率を適用しないもの（無税のもの）

## 2. 令和の奇数年度の申告等に係るもの

符号	区分
1	特恵税率を適用するもの（後記 5 及び 8 のものを除く。）
5	特恵税率を適用するもの（本邦から輸出された物品を原料又は材料として使用したものに限る。）
6	特恵税率を適用しないもの（後記 7 のものを除く。）
7	特恵税率を適用しないもの（無税のもの）
8	特恵税率を適用するもの（累積原産地制度を適用するものに限る。）

## 減免税条項等符号表

(定率法の部)

符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考
11001	法第 10 条第 1 項	変質、損傷物品の減税	
11002	法第 10 条第 4 項	変質、損傷物品の控除	
11101	法第 11 条 令第 4 条本文	加工、修繕のため輸出された貨物の減税	
11102	法第 11 条 令第 4 条ただし書	〃	
11201	法第 12 条第 1 項第 1 号	生活関連物資の減免税 (米麦等)	
11202	法第 12 条第 1 項第 2 号	〃 ( 〃 )	
11205	法第 12 条第 2 項	〃 (その他)	
11306	法第 13 条第 1 項第 1 号 令第 6 条の 2 第 1 項第 1 号	製造用原料品の減免税 (配合飼料製造用) 砂糖 (全額免税)	
11301	法第 13 条第 1 項第 1 号 令第 6 条の 2 第 1 項第 1 号	〃 ( 〃 ) その他のもの (全額免税)	
11303	法第 13 条第 1 項第 1 号 令第 6 条の 2 第 1 項第 2 号	〃 (単体飼料製造用) こうりゃん、とうもろこし等 (全額免税)	
11305	法第 13 条第 1 項第 2 号 令第 6 条の 2 第 1 項第 3 号	〃 (落花生油製造用) 落花生 (全額免税)	
11401	法第 14 条第 1 号	無条件免税 (内延用品)	
11402	法第 14 条第 2 号	〃 (外国元首用品)	
11403	法第 14 条第 3 号	〃 (勲章、賞はい等)	
11404	法第 14 条第 3 号の 2	〃	

		(国連寄贈品等)	
11405	法第 14 条第 3 号の 3	”	(博覧会等用のカタログ等)
11406	法第 14 条第 4 号	”	(記録文書等)
11407	法第 14 条第 5 号	”	(専売品)
11409	法第 14 条第 6 号	”	(注文の取集めのための見本) (その他)
11410	法第 14 条第 6 号 令第 13 条の 3	”	( ” ) (令第 13 条の 3 適用のもの)
11411	法第 14 条第 6 号の 2 令第 13 条の 4	”	(ラベル)
11439	法第 14 条第 7 号	”	(別送品 [米] )
11414	法第 14 条第 7 号	”	(別送品 [その他のもの] )
11440	法第 14 条第 8 号	”	(引越荷物 [米] )
11415	法第 14 条第 8 号	”	(引越荷物 [その他のもの] )
11416	法第 14 条第 9 号	”	(在外公館送還品)
11417	法第 14 条第 10 号	”	(再輸入貨物)
11433	法第 14 条第 11 号 令第 15 条第 1 号	”	(容器 [かん、びん等] ) 輸入の際使用されているもの
11434	法第 14 条第 11 号 令第 15 条第 1 号	”	( ” [ ” ] ) 輸入の際使用されていないもの
11435	法第 14 条第 11 号 令第 15 条第 2 号	”	( ” [シリンダー、コンテナ 等] ) 輸入の際使用されているもの

11436	法第 14 条第 11 号 令第 15 条第 2 号	” ( ” [ ” ] ) 輸入の際使用されていないもの
11437	法第 14 条第 11 号 令第 15 条第 3 号	” (容器 [その他のもの] ) 輸入の際使用されているもの
11438	法第 14 条第 11 号 令第 15 条第 3 号	” ( ” [ ” ] ) 輸入の際使用されていないもの
11422	法第 14 条第 13 号	” (解体材)
11423	法第 14 条第 14 号	” (事故積みもどし)
11425	法第 14 条第 16 号 令第 16 条の 2 第 1 項第 1 号	” (身体障害者用器具 [肢体不自由者用] )
11426	法第 14 条第 16 号 令第 16 条の 2 第 1 項第 2 号	” ( ” [盲人用] )
11427	法第 14 条第 16 号 令第 16 条の 2 第 1 項第 3 号 規則第 3 条	” ( ” [その他のもの] )
11432	法第 14 条第 17 号	” (ニュース用フィルム・テープ等)
11428	法第 14 条の 2 第 1 号	再輸入減税 (保税作業による製品)
11429	法第 14 条の 2 第 2 号	” (再輸出免税等に係るもの)
11430	法第 14 条の 3 第 1 項	水産物等の免税 (本邦籍船舶採捕に係るもの)
11431	法第 14 条の 3 第 2 項 令第 16 条の 7 第 1 項 規則第 4 条	水産物等の減税 (外国籍船舶採捕に係るもの)
11501	法第 15 条第 1 項第 1 号 令第 17 条	特定用途免税 (学術研究用物品等)
11502	法第 15 条第 1 項第 2 号	” (寄贈の学術研究用物品等)
11503	法第 15 条第 1 項第 3 号	”

		(救じゅつ品)	
11504	法第 15 条第 1 項第 3 号の 2	”	
		(国又は地方公共団体への寄贈物 品)	
11505	法第 15 条第 1 項第 4 号	”	
	規則第 5 条	(儀式礼拝用品)	
11506	法第 15 条第 1 項第 5 号	”	
		(日赤あて寄贈物品)	
11507	法第 15 条第 1 項第 5 号の 2	”	
	令第 21 条	(博覧会等使用物品)	
11520	法第 15 条第 1 項第 8 号	”	
	令第 22 条第 1 号	(発着等を安全にする機器〔地上設 備用〕)	
		(シミュレーターであって民間用 のもの)	
11521	法第 15 条第 1 項第 8 号	”	(注)民間航空
	令第 22 条第 2 号	(” [機上設備用] )	機用のもの
		(民間航空機用のもの) (注)	とは、民間
11522	法第 15 条第 1 項第 8 号	”	航空機貿易
	令第 22 条第 3 号	(” [地上機上設備用部分 品] )	に関する協
		(民間航空機用のもの) (注)	定の附属書
11523	法第 15 条第 1 項第 8 号	”	に定める産
	令第 22 条第 4 号	(” [その他のもの] )	品であって
	規則第 6 条	(民間航空機用のもの) (注)	民間航空機
11530	法第 15 条第 1 項第 8 号	”	の製造、修
	令第 22 条第 1 号	(” [地上設備用] )	繕、整備、
		(民間用シミュレーター以外のも の)	再組立、改
11531	法第 15 条第 1 項第 8 号	”	修又は改造
	令第 22 条第 2 号	(” [機上設備用] )	の過程で用
		(民間航空機用以外のもの)	いられ、機
11532	法第 15 条第 1 項第 8 号	”	体の一部を
	令第 22 条第 3 号	(” [地上機上設備用部分 品] )	構成するこ
		(民間航空機用以外のもの)	ととなるも
			のをいう。

11533	法第 15 条第 1 項第 8 号 令第 22 条第 4 号 規則第 6 条	” ( “ [その他のもの] ) (民間航空機用以外のもの)
11515	法第 15 条第 1 項第 9 号	” (引越自動車)
11516	法第 15 条第 1 項第 9 号	” (引越船舶又は引越航空機)
11540	法第 15 条第 1 項第 10 号 令第 25 条の 2 第 1 号	” (条約の規定に基づき政令に定めるもの) (民間航空機貿易に関する協定に基づくもの)
11541	法第 15 条第 1 項第 10 号 令第 25 条の 2 第 2 号	” ( “ ) (原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約に基づくもの)
11542	法第 15 条第 1 項第 10 号 令第 25 条の 2 第 3 号	” ( “ ) (民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定に基づくもの)
11543	法第 15 条第 1 項第 10 号 令第 25 条の 2 第 4 号	” ( “ ) (核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定に基づくもの)
11544	法第 15 条第 1 項第 10 号 令第 25 条の 2 第 5 号	” ( “ ) (平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本

		国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定に基づくもの)
11545	法第 15 条第 1 項第 10 号 令第 25 条の 2 第 6 号	” ( “ ) (日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づくもの)
11601	法第 16 条第 1 項第 1 号	外交官用貨物等の免税 (大公使館等の公用品)
11602	法第 16 条第 1 項第 2 号	” (大公使等の自用品)
11603	法第 16 条第 1 項第 3 号	” (領事館等の公用品)
11604	法第 16 条第 1 項第 4 号	” (大公使館等の職員の自用品)
11701	法第 17 条第 1 項第 1 号 令第 31 条第 1 号	再輸出免税 (加工される貨物等〔彫刻等のための製品〕)
11702	法第 17 条第 1 項第 1 号 令第 31 条第 2 号	” ( “ [陶磁器] )
11703	法第 17 条第 1 項第 1 号 令第 31 条第 3 号	” ( “ [精練等のための繊維品] )
11704	法第 17 条第 1 項第 1 号 令第 31 条第 4 号	” ( “ [糸抜き等のための繊維品] )
11705	法第 17 条第 1 項第 1 号 令第 31 条第 5 号	” ( “ [毛皮等] )
11706	法第 17 条第 1 項第 1 号 令第 31 条第 6 号	” ( “ [取付け等のための物品] )
11707	法第 17 条第 1 項第 1 号 令第 31 条第 7 号	” ( “ [簡単な加工を施すための物品等] )
11708	法第 17 条第 1 項第 1 号 令第 31 条第 8 号	”

		( " [その他のもの] )
11709	法第 17 条第 1 項第 2 号 令第 32 条第 1 号	" (輸入容器 [シリンダー・コンテナ一等] )
11710	法第 17 条第 1 項第 2 号 令第 32 条第 2 号	" ( " [糸巻] )
11711	法第 17 条第 1 項第 2 号 令第 32 条第 3 号	" ( " [その他のもの] )
11712	法第 17 条第 1 項第 3 号 令第 33 条第 1 号	" (輸出容器 [かん、びん等] )
11713	法第 17 条第 1 項第 3 号 令第 33 条第 2 号	" ( " [シリンダー・コンテナ一等] )
11714	法第 17 条第 1 項第 3 号 令第 33 条第 3 号	" ( " [その他のもの] )
11715	法第 17 条第 1 項第 4 号	" (修繕される貨物)
11716	法第 17 条第 1 項第 5 号	" (学術研究用品)
11717	法第 17 条第 1 項第 6 号	" (試験品)
11718	法第 17 条第 1 項第 6 号の 2	" (検査機器)
11719	法第 17 条第 1 項第 7 号	" (製作のための見本等)
11720	法第 17 条第 1 項第 7 号の 2	" (競技会等使用物品)
11721	法第 17 条第 1 項第 8 号	" (巡回興業者等用物品)
11722	法第 17 条第 1 項第 9 号	" (博覧会等出品物)
11723	法第 17 条第 1 項第 10 号 令第 33 条の 2 第 1 項	" (一時輸入自動車等)
11724	法第 17 条第 1 項第 11 号 令第 33 条の 3 第 1 号	" (条約に該当する商品見本等)
11725	法第 17 条第 1 項第 11 号 令第 33 条の 3 第 2 号	"

		(条約に該当する観光旅行宣伝用資料)
11726	法第 17 条第 1 項第 11 号 令第 33 条の 3 第 3 号	” (条約に該当する船員の厚生用物品)
11734	法第 17 条第 1 項第 11 号 令第 33 条の 3 第 4 号	” (条約に該当する展覧会等に使用される物品)
11735	法第 17 条第 1 項第 11 号 令第 33 条の 3 第 5 号	” (条約に該当する職業用具)
11901	法第 19 条第 1 項 令第 47 条第 1 項第 1 号 規則第 9 条	輸出貨物の製造用原料品の免税 (鉛合金製造用鉛の塊)
11902	法第 19 条第 1 項 令第 47 条第 1 項第 2 号	” (魚介類のかん詰等製造用綿実油)
11903	法第 19 条第 1 項 令第 47 条第 1 項第 3 号	” (グルタミン酸ソーダ製造用大豆油 かす等)
11904	法第 19 条第 1 項 令第 47 条第 1 項第 4 号	” (精製糖等製造用砂糖)
11905	法第 19 条第 1 項 令第 47 条第 1 項第 5 号	” (でん粉、カラメル等製造用マニオ カでん粉等)
11906	法第 19 条第 1 項 令第 47 条第 1 項第 6 号	” (リジン製造用糖みつ)
11907	法第 19 条第 1 項 令第 47 条第 1 項第 7 号	” (精糖ぶどう糖製造用マニオカでん 粉等)
11908	法第 19 条第 1 項 令第 47 条第 1 項第 8 号	” (その他の原料品)
11909	法第 19 条第 1 項 令第 47 条第 2 項第 1 号	輸出貨物の製造用原料品の減税 (グルタミン酸ソーダ製造用小麦 粉)
11910	法第 19 条第 1 項 令第 47 条第 2 項第 2 号	” (ビタミン C 等製造用マニオカでん 粉等)
11911	法第 19 条第 1 項 令第 47 条第 2 項第 3 号	”

		(結晶ぶどう糖製造用マニオカでん粉等)
11912	法第 19 条第 1 項 令第 47 条第 2 項第 4 号	” (エリソルビン酸等製造用マニオカでん粉等)
11914	法第 19 条第 6 項	輸出貨物の製造用原料品の控除
11913	法第 19 条の 2 第 1 項	課税原料品等による製品を輸出した場合の免税
11915	法第 19 条の 2 第 4 項	課税原料品等による製品を輸出した場合の控除
11916	法第 19 条の 3 第 3 項	輸入時と同一状態で再輸出される場合の控除
12017	法第 20 条第 4 項	違約品等の再輸出の場合の控除
12018	法第 20 条第 5 項	違約品等の廃棄の場合の控除
12013	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 1 号	軽減税率適用品目 (その他の加工穀物 [とうもろこしのもの] )
12014	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 2 号	” (グルタミン酸等製造用ハイ・テスト・モラセス)
12015	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 3 号	” (グルタミン酸等製造用糖みつ)
12022	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 4 号	” (工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するエチルアルコール)
12019	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 5 号	” (酒類用原料アルコール製造用エチルアルコール)
12020	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 6 号	” (酒類用原料アルコール製造用エチルアルコール及び蒸留酒)
12016	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 7 号	” (子牛育成用飼料調製品)
12021	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 8 号	” (製油原料用重油及び粗油)
12007	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 9 号	” (農林漁業用重油及び粗油)

12023	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 10 号	” (自動車の部分品に使用するイグナイター)	
12009	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 11 号	” (真空管等製造用ニッケルの粉等)	
12010	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 12 号	” (真空管等製造用ニッケルの板等)	
12011	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 13 号	” (大型コンテナ用アルミニウム板等)	
12012	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 14 号	” (電解精製用鉛の塊)	

(暫定法の部)

符号	適用条項	減免税等適用物品 (概要)	備考
25023	法第 4 条 令第 7 条第 1 号	航空機部分品等の免税 (双発式飛行機等の航空機に使用する部分品) (民間航空機用のもの) (注)	(注)民間航空機用のものとは、民間航空機貿易
25024	法第 4 条 令第 7 条第 2 号	” (その他の航空機部分品) ( ” ) (注)	に関する協定の附属書に定める産品であって
25033	法第 4 条 令第 7 条第 1 号	” (双発式飛行機等の航空機に使用する部分品) (民間航空機用以外のもの)	民間航空機の製造、修繕、整備、
25034	法第 4 条 令第 7 条第 2 号	” (その他の航空機部分品) ( ” )	再組立、改修又は改造の過程で用
25010	法第 4 条 令第 7 条第 3 号 規則第 1 条の 4	” (金属素材又は合成樹脂素材で省令で定めるもの)	いられ、機体の一部を構成するこ
26007	法第 4 条 令第 7 条第 4 号	” (人工衛星等の部分品)	ととなるものをいう。

26010	法第 4 条 令第 7 条第 5 号 規則第 1 条の 4	”  (宇宙開発用物品の製作に使用する 金属素材又は合成樹脂素材)
27054	法第 8 条第 1 項第 1 号 令第 20 条第 1 項	加工又は組立てのため輸出された貨物 を原材料とした製品の減税  (革製バッグ、革製衣類等)
27055	法第 8 条第 1 項第 2 号 令第 20 条第 3 項	”  (じゅうたん、ニット製衣類、織物 製衣類等)
27057	法第 8 条第 1 項第 3 号 令第 20 条第 5 項	”  (革製履物の甲)
28070	法第 8 条の 7	経済連携協定に基づく加工又は修繕の ため輸出された貨物の免税
28041	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 1 号	軽減税率適用品目  (学校給食用ミルク及びクリーム)
28042	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 2 号	”  (配合飼料製造用ミルク及びクリー ム)
28043	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 3 号	”  (配合飼料製造用ホエイ等)
28044	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 4 号	”  (乳幼児用調製粉乳製造用ホエイ 等)
28008	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 5 号	”  (プロセスチーズの原料用のチーズ 及びカード)
28001	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 6 号	”  (コーンスターチ製造用とうもろこ し)
28004	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 7 号	”  (丸粒とうもろこし)
28038	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 8 号	”  (コーンフレーク等製造用とうもろ こし)
28045	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 9 号	”  (でん粉糖等製造用とうもろこしで ん粉等)

28030	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 10 号	〃 (チョコレート製造用のココアを含有する調製食料品)
28003	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 11 号	〃 (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレー及びトマトペースト)
28005	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 12 号	〃 (バイオマス由来でエチルターシャリ-ブチルエーテル製造用のエチルアルコール)
28011	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 13 号	〃 (石油化学製品製造用揮発油)
28061	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 14 号	〃 (石油化学製品製造用灯油)
28062	法第 9 条第 1 項 令第 32 条第 1 項第 15 号	〃 (石油化学製品製造用軽油)
28071	法第 9 条第 2 項 令第 32 条第 2 項第 1 号	〃 (チョコレート製造用ミルク及びクリーム)
28072	法第 9 条第 2 項 令第 32 条第 2 項第 2 号	〃 (配合飼料製造用ホエイ)
28073	法第 9 条第 2 項 令第 32 条第 2 項第 3 号	〃 (乳幼児用調整粉乳製造用ホエイ等)
28064	法第 9 条第 2 項 令第 32 条第 2 項第 4 号	〃 (プロセスチーズの原料用のチーズ及びカード等)
28074	法第 9 条第 2 項 令第 32 条第 2 項第 5 号	〃 (シュレッドチーズの原料用のフレッシュチーズ及びカード)
28065	法第 9 条第 2 項 令第 32 条第 2 項第 6 号	〃 (シュレッドチーズの原料用のチーズ)
28075	法第 9 条第 2 項 令第 32 条第 2 項第 7 号	〃 (でん粉糖等製造用とうもろこしでん粉)
28066	法第 9 条第 2 項 令第 32 条第 2 項第 8 号	〃 (高糖度原料糖)

28067	法第 9 条第 2 項 令第 32 条第 2 項第 9 号	〃 (チョコレート製造用のココアを含有する調整食料品)	
28063	法第 9 条第 2 項 令第 32 条第 2 項第 10 号	〃 (トマトケチャップ等製造用のトマトピューレー及びトマトペースト)	
28068	法第 9 条の 2 第 1 項第 1 号	経済連携協定に基づく関税の譲許が適用される (飼料製造用) 小麦	
28069	法第 9 条の 2 第 1 項第 2 号	経済連携協定に基づく関税の譲許が適用される (飼料製造用) 大麦	

(特例法の部)

符号	適用条項	減免税等適用物品 (概要)	備考
30001	臨特法第 6 条	合衆国軍隊等が輸入する公用品等の免税	
40001	MDA 協定第 6 条	協定を適用し、アメリカ合衆国政府が輸入する物品の免税	
60001	コンテナ条約第 5 条 1 項	条約適用のコンテナ修理用部分品の免税	
60002	T I R 条約第 30 条	T I R カルネの免税	
70002	復帰特措法第 83 条第 1 項第 1 号 令第 113 条第 1 項	製造用原料品の減免税 (還元乳製造用バター及びバターオイル)	
70003	復帰特措法第 83 条第 1 項第 1 号 令第 113 条第 1 項	〃 (還元乳製造用脱脂粉乳)	
70022	復帰特措法第 83 条第 1 項第 2 号 令第 114 条第 1 項	製造用原料の免税 (こんにゃく製造用こんにゃく芋)	
70041	復帰特措法第 83 条第 2 項 令第 117 条第 1 項	発電用石油の免税 (軽油)	
70042	復帰特措法第 83 条第 2 項 令第 117 条第 1 項	〃 (重油)	
70053	復帰特措法第 84 条第 1 項 令第 118 条第 1 項第 1 号	消費生活物資の減免税 (生鮮バナナ)	
70054	復帰特措法第 84 条第 1 項 令第 118 条第 1 項第 2 号	〃 (生鮮オレンジ)	

90001	日本国における英連邦戦没者墓地に関する協定第8条	条約を適用し、委員会が輸入する石、その他の建築用資材の免税	
-------	--------------------------	-------------------------------	--

(その他)

符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考
00111	民間航空機貿易に関する協定	民間航空機貿易に関する協定の附属書に定める産品で民間航空機用に供するもののうち無税のもの	



別紙第9

※申請番号

電子計算機用磁気テープ等交付申請書

年 月 日

財 務 大 臣 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

(電話番号)

下記のとおり、外国貿易に関する統計の磁気テープ等による交付を、記録用の磁気テープ等を添えて申請します。

なお、交付を受けた磁気テープ等を利用してデータを提供する事業を行う場合には、事前にその内容等につき協議いたします。

記

統計の種類	
統計の期間	自 年 月 至 年 月
交付を必要とする理由	
磁気テープ等の種類及び数量	
手数料の金額	

(注意)

1. 電子計算機用磁気テープ等とは、関税法施行令第90条の2第1項に定める記録媒体をいいます。
2. この申請書は2通作成して下さい。
3. 手数料は収入印紙を裏面にはりつけて納付して下さい。
4. ※印箇所には記入しないで下さい。

※  
申 請 書  
受 理

( 年 月 日)

記 録 済 磁  
気テープ等  
受 領

( 年 月 日)